

周南市公共施設再配置計画（改訂案）に対する意見の要旨と市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
1	第1章 1.4フォローアップの実 施方針（P3）	PDCAサイクルの基本である「サイクル管轄主体」「1サイクル期間」が不明であり、当該記述が意味を成していないと感じます。上記内容の明示の上で再度意見募集が必要と考えます。	<ul style="list-style-type: none"> ・PDCAサイクルの管轄主体は市であり、公共施設の情報の一元化、適正配置及び長寿命化対策などを統括する施設マネジメント課が所管します。また、1サイクル期間は、4頁の図表のとおり、大きくは5年または10年と考えていますが、各種情勢の変化に伴い必要な時期に検証・評価を行います。 ・サイクル管轄主体及び1サイクル期間を明示する予定はないため、原案のとおりとします。
2	第3章 3.3.2歳出の推移 3.3.3普通建設事業費の 推移（P10,11）	「図表3-3-2歳出の推移」「図表3-3-3普通建設事業費の推移」について、グラフは年度毎総額棒グラフ（棒中項目別額明示）ですが、本文中では項目についての増減の記述が見られます。項目毎金額増減を説明するのであれば、項目毎金額推移折れ線グラフを掲載すべきと考えます。	<ul style="list-style-type: none"> ・歳出の推移は、図表中の投資的経費及び義務的経費の増加傾向を本文中で説明したものであるため、原案のとおりとします。 ・普通建設事業費の推移は、ご意見を踏まえ、図表に年度ごとの総務費、農林水産業費、土木費、教育費の金額を追記いたします。
3	第4章 4.2.1公共施設（P14- 22）	「図表 4-2-3 公共施設の保有状況」について、「経過年数」「耐震状況」が不明（築年度西暦表記でないので経過年数比較等困難）です。当該項目の追加必須と考えます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を踏まえ、経過年数の把握を容易にするため、元号と西暦を併記いたします。 ・公共施設の耐震状況は、32頁で、「周南市耐震改修促進計画」に基づき、多数の者が利用する建築物等の状況を記載しています。いただいたご意見は、今後の公共施設再配置の取組みにあたっての参考とさせていただきます。
4	第5章 5.1.1公共施設（P26- 27）	「図表 5-1-3 本計画策定後に用途廃止した公共施設」について、どのような経緯で廃止したのか不明です。築年度、廃止時経過年数・廃止時耐震状況と、廃止後利用/処理状況を明示願います。	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を踏まえ、経過年数の把握を容易にするため、元号と西暦を併記いたします。 ・公共施設の耐震状況は、32頁で、「周南市耐震改修促進計画」に基づき、多数の者が利用する建築物等の状況を記載しています。いただいたご意見は、今後の公共施設再配置の取組みにあたっての参考とさせていただきます。 ・廃止に至る経緯や廃止後の利用状況等については、第2編アクションプランにおいて、施設分類別、地域別に記載しています。
5	第5章 5.4.4避難所の指定状況 （P34）	「本市の全避難所（137 施設）では、災害等の発生時に約 3 万人の受け入れが可能です。」とのことですが、本市人口は現在約14万人であり、3万人では対応不可能です。「全市民14万人に対して市施設受け入れ可能3万人」という状況について明確な説明が必須と考えます。上記内容明示の上で再度意見募集が必要と考えます。	<ul style="list-style-type: none"> ・本市における大規模災害時に想定される避難者数は、南海トラフ巨大地震によるもので最大約12,000人（「南海トラフ巨大地震の被害想定結果」H26.3月）、その他周辺部の断層地震によるもので最大約28,000人（「山口県地震被害想定結果」H20.3月）とされています。 ・市指定避難所については、学校や市民センターなどの公共施設を災害時に避難所として活用しており、これらの施設数には限りがあることから、協定による国・県や民間の施設の活用も進めています。 ・以上のことから、原案のとおりとします。

周南市公共施設再配置計画（改訂案）に対する意見の要旨と市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
6	第5章 5.7アンケートから見る 市民ニーズ等（P39）	「アンケートから見る市民ニーズ等」について、「回収数 1,306 件、回収率 43.5%」となっています。 「市政運営や市民サービスに関するアンケートに半数以上が答えない」状況を御認識の上で、アンケート内容を施策に反映実行されますよう宜しく御願ひ致します。	・アンケートについては、統計学上、サンプル数を400～1000件集めれば、標本誤差が3～5%の範囲となり、データとしての信頼性は十分確保されると言われています。 ・いただいたご意見は、今後の公共施設再配置の取組みにあたっての参考とさせていただきます。
7	第5章 5.7.4今後のまちづくり における有用な公共施設 （複数回答有）（P48）	「今後のまちづくりにおける有用な公共施設（複数回答有）」の結果について、「普段公共施設を利用する方」「利用しない方」で回答が異なると思われます。 当該アンケート内容が必ずしも市民総意ではない旨を御認識の上で施策に反映実行されますよう御願ひ致します。	・いただいたご意見は、今後の公共施設再配置の取組みにあたっての参考とさせていただきます。
8	第6章（P51-64）	「中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込み」について、算出方法に間違いないと認識しておりますが、前提に大幅な変更ありました場合は施策修正を御願ひ致します。	・今回の経費の見込みの試算条件は、60～62頁に記載しています。 ・いただいたご意見は、今後の公共施設再配置の取組みにあたっての参考とさせていただきます。
9	第10章 10.1施設分類別計画の策定（P77-84）	「10.1 施設分類別計画の策定」について、当該計画（素案）は、当該基準に基づいて個々の公共施設を評価したものと認識しております。 P83に「図表 10-1-5 優先的に検討すべき施設の検討イメージ」の記述がありますが、当イメージに「稼働率の有無にかかわらず必要」という視点が見当たらず、当該計画（素案）が適正なのか危惧しております。 現在の稼働率にとらわれない施策作成を御願ひ致します。 「公共施設再配置」というと多くが「統廃合」が主流と感じますが、通信網の発達とその一方での高齢化、この2点を考慮した「小規模公共施設の維持と行政業務の分散/多窓口化」の検討を御願ひ致します。	・ご意見をいただいた83頁「図表10-1-5」は、施設分類別計画における一次評価にあたって優先的に取り組むべき施設を検討するためのものであり、84頁に記載したとおり、この結果を基に、施設の政策的な位置づけ、他の計画との関連性・整合性、施設が設置された過去の経緯などの政策的な判断を加えて総合評価を行うこととしています。 ・いただいたご意見は、今後の公共施設再配置の取組みにあたっての参考とさせていただきます。

周南市公共施設再配置計画（改訂案）に対する意見の要旨と市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
10	第10-11章（P85-303）	<p>個々の施設の説明と認識しております。 施設説明表に、築年数と耐震状況追加が必須と考えます。 個々の施設の取扱いについては、築年数、耐震状況、稼働率、周辺施設、維持費、改修又は解体費用を踏まえた上で、稼働率以外の維持理由（防災減災・避難場所対応等）も考慮の上、周辺住民・現在利用者の意見を確認の上での施設運営決定を宜しく御願ひ致します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を踏まえ、経過年数の把握を容易にするため、元号と西暦を併記いたします。 ・公共施設の耐震状況は、32頁で、「周南市耐震改修促進計画」に基づき、多数の者が利用する建築物等の状況を記載しています。いただいたご意見は、今後の公共施設再配置の取組みにあたっての参考とさせていただきます。 ・個々の公共施設の取扱いについては、84頁に記載したとおり、施設分類別計画の策定にあたって、施設の政策的な位置づけ、他の計画との関連性・整合性、施設が設置された過去の経緯などの政策的な判断を加えて総合評価を行ったうえで、市民の意見、議会の意向等を踏まえて最終決定を図ることとしています。
11	第12章（P304-305）	<p>「長期修繕計画」について、公共施設の修繕の際には災害時避難拠点・再生エネルギー利用拠点としての視点含んだ対応を宜しく御願ひ致します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・いただいたご意見は、今後の公共施設再配置の取組みにあたっての参考とさせていただきます。
12	意見募集	<p>当案件、300ページ以上の資料となっております。 又、意見作成のためには本来関係法令、関係市施策も確認すべきと考えます。 更に、感染症対策のため通常の市施設での資料閲覧が困難となっております。 その上、前述通り資料に不備不足多々あると感じます。 この様な案件の意見募集を、1回のみ1ヶ月の期間と言う設定は短い/不適切と考えます。 期間の延長、又は期間内意見を反映させた資料を再提示の上での意見の再募集実施を求めます。 （市のパブリック・コメントに関する条例（周南市市民参画条例）では、募集期間は「原則として1箇月とします。」としており、1ヶ月固定絶対、1回限定とはしていないと考えます。） 市民=主権者からの、期間不足・資料不備不足による期限延長・再実施の要求が実施出来ない場合、「具体的理由」を明示願ひます。 （「条例に則って」では前述の通りご回答として不適切と考えます。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・周南市市民参画条例第11条2項において、パブリック・コメントの募集期間は、公表の日から原則として暦月で1ヶ月としており、本件においても、内容等から1ヶ月が適当であると判断いたしました。 ・募集期間内でパブリック・コメントの実施目的は達成できると考えるため、期間の延長・再実施については必要ないと考えます。 ・閲覧については、市ホームページ以外に、当課窓口、本庁・総合支所の情報公開窓口、各支所に本計画（改訂案）を設置しております。なお、パブリック・コメントの募集期間中、市民センターについては新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止集中対策として、貸館中止の対応を行いましたが、本庁・総合支所・支所については、開庁日の8時30分から17時15分まで閲覧可能としていました。

周南市公共施設再配置計画（改訂案）に対する意見の要旨と市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
13	意見募集	<p>今回の意見募集の広報・記事扱いが実際どの程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、「市のホームページ＝市行政に関心又は用事の在る県民が参照する媒体」では無く、一般市民が広く目にする媒体（新聞等）にどう広告掲載した/記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示願います（記事の場合は把握している範囲内）。</p> <p>前述意見に対する御返答と、意見送付市民数・意見数より、今回のパブリックコメント（意見募集）の広報が十分になされたのか御判断の上明示願います。</p> <p>（「意見募集の結果(人数・件数)の明示」ではなく、「広報が十分に実施されたかどうか」(充分・不充分)の判断を明示願います。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の意見募集にあたり、市ホームページに加え、市広報1月号、SNS（Facebook、Twitter）にて告知をいたしました。さらに施設マネジメント課窓口、本庁舎情報閲覧コーナー、総合支所情報公開窓口及び各支所にて閲覧可能としており、周南市市民参画条例に基づき複数の周知方法により公表しているため、十分にお知らせしたと判断しております。
14	その他	<p>各ページでの語句説明は有難いです。</p> <p>説明実施語句、説明内容の再精査を御願ひ致します。</p> <p>意見募集実施の市施策（案）には語句説明掲載必須とされますよう宜しく御願ひ致します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ いただいたご意見は、今後の計画の策定等にあたっての参考とさせていただきます。
15	その他	<p>図表への通番付記は有難いです。</p> <p>意見募集実施の市施策（案）には図表への通番付記必須とされますよう宜しく御願ひ致します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ いただいたご意見は、今後の計画の策定等にあたっての参考とさせていただきます。
16	その他	<p>年代表記がほぼすべて元号のみの表記であり、時間/年数経過把握が困難となっております。</p> <p>年数表記の西暦又は西暦元号併記への修正を御願ひ致します。</p> <p>意見募集実施の市施策（案）では年数表記を西暦又は西暦元号併記とされます様御願ひ致します。</p> <p>「意見募集実施の市施策（案）では年数表記を西暦又は西暦元号併記」という意見は、ここ数年間、当市のパブリックコメント/意見募集の際に通知し続けております。</p> <p>今回当該「計画（改訂案）」で年代表記がほぼ元号のみの記述となっております経緯を御説明願ひ致します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見を踏まえ、主要な箇所について元号と西暦を併記いたします。